

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 21名

	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 3名

【1番】矢野 丈一	【5番】井出 秀司	【16番】渡部 正義
-----------	-----------	------------

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
主事	松原 圭
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 24 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~12)

議案第 25 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~11)

議案第 26 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1)

議案第 27 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~8)

議案第 28 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1)

議案第 29 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (受付番号 1)

報告第 14 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~27)

報告第 15 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 16 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~6)

報告第 17 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~2)

6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度 第4回総会」を始めさせていただきます。
- 本日は、委員24名中21名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和6年度 第4回総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【2番】渡邊 節夫 委員、【15番】新居田 守 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第24号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 | それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
- 議案第24号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1]
申請地は別名にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は1,436㎡でございます。
- [受付番号2]
申請地は桜井にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は754㎡でございます。
- [受付番号3]
申請地は朝倉北にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は3,625.38㎡でございます。
- [受付番号4]
申請地は玉川町高野にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計3,523㎡でございます。
- [受付番号5]
申請地は玉川町龍岡にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は合計908㎡でございます。
- [受付番号6]

申請地は波方町馬刀潟にある農地 2 筆で、登記地目は田、面積は 308 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は大西町山之内にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は 7,905 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は宮窪町友浦にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,026 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は伯方町伊方にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は 421 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は上浦町井口にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は 3,573 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は大三島町口総にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は 5,421 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は関前岡村にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は 4,878 m²でございます。

続きまして、議案書 1 ページから 2 ページの合計は、12 件、50 筆、面積 36,778.38 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、またはイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長

続きまして、議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。議案第 25 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,142 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,732 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,046 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,825 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田、面積は合計 8,080 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業兼船大工業、申請地は 5 筆で、地目は田、畑、または樹園地、面積は合計 4,542 m²で、現在、水稻、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は6筆で、地目は田または畑、面積は合計2,014㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計359㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号9]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は139㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

10 ページをお開きください。

[受付番号10]

譲受人は〇〇才のパート職員、申請地は6筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計2,441㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号11]

譲受人は〇〇才の事務職、申請地は1筆で、地目は畑、面積は187㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから22ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 26 号について、ご説明いたします。
議案書 5 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は大西地区星浦の 2 筆で、地目は田及び畑、転用面積は合計 114 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、家族も増え農機具等の置場も不足し、手狭で不便であることから、居住する農家住宅の増築及び農業用倉庫を建築するた

め、申請地を農家住宅敷地として造成し、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和6年12月31までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第27号について、ご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、転用面積は284㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和7年3月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区松木の1筆で、地目は田、面積は330㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭

で不便になったため、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和6年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は歯科医師1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区四村の1筆で、地目は畑、面積は204㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が診療所（歯科医院）を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、松山市内で歯科医師として勤務していますが、生まれ育った今治市で歯科医院を新規開業するため、譲渡人から申請地及び隣接する宅地を購入し、診療所（歯科医院）を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は建設、建築業を営む自営業者1名、譲渡人は建築業を営む自営業者1名、申請地は大西地区別府の1筆で、地目は畑、面積は33㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在設、建築業を営んでおり、申請地の隣接地に露天資材置場を整備しておりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから、譲渡人から申請地を購入し、資材置場を造成しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和6年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は農業者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は大西地区星浦の 1 筆で、地目は田、面積は 11 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は農家住宅に居住しているが、敷地が不整形で生活するうえで不便を感じていることから、譲渡人から申請地を購入し、農家住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和 6 年 6 月 14 日で、許可日から令和 6 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 4 委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 6]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は会社役員 1 名、申請地は大三島地区台の 1 筆で、地目は畑、面積は 918 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がキャンピングカーサイトを整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、キャンピングカーサイトの運営を始めるため、譲渡人から申請地を購入し、キャンピングカーサイトを整備しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和 6 年 6 月 14 日で、許可日から令和 6 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 7]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は大三島地区野々江の 1 筆で、地目は畑、面積は 397 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在県外から両親の介護のため実家に通っているが、介護の頻度が高まることが想定されることから、譲渡人から申請地を購入し、実家近くに自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は農業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は大三島地区宗方の1筆で、地目は畑、面積は138㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は住居兼ゲストハウスに居住しているが、子供も2人目が誕生し手狭で不便になったことから、譲渡人から宅地及び農家住宅を購入して転居することとしたが、農機具等の保管場所が不足していることから、申請地を譲渡人から購入し、農家住宅敷地と一体利用して農業用倉庫を建築し、農家住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和6年6月14日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条及び第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書の23ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか

- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 28 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。議案第 28 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、農家住宅の建築に土地を供するため、富田地区上徳の申請地を農用

地区域内農地から除外しようとするものであります。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 29 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。
議案第 29 号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

[受付番号 1]

相続人は、67 才の農業者で、母の死去に伴い相続した立花地区の農地 4 筆、地目は田、面積は合計 9,147 m²について、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を証明するものであります。

それでは、お手元にお配りしております相続税納税猶予適格者証明に係る要件確認書をご覧ください。

納税猶予適格者の審査基準を要約して説明いたしますと、

①被相続人が農業を営んでいたかどうか、相続人が相続により取得した農地について農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるかどうか

②対象農地が申告期限内に相続等により取得し、農業の用に供されているものであるか

ということでございます。

審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合

しているかどうか検討した結果は要件確認書のとおりとなっており、適当であると思われます。

また、事情聴取と現地調査を行った結果、申請地は農地として適正に耕作されており、今後も引き続き耕作し、農業経営を継続するというので、第2小委員会において審議の結果、適当との意見となっております。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することといたします。

議長 続きまして、
報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書9ページから15ページの報告第14号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は27件の届出がありました。すべて、取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。

議案書16ページの報告第15号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、面積は303㎡でありました。

議案書17ページの報告第16号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は6件の届出があり、合計面積は5,508㎡でありました。

報告第16号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第14号から第16号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 18 ページの報告第 17 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知で
ございます。

今月は 2 件の届出があり、合計面積は 1,577 m²でありました。反対給付は、す
べて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全
て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でし
た。